

議案第12号

我孫子市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年2月22日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

提案理由

建築基準法、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則等の一部改正に伴い、建築関係手数料に新たな区分の手数料を追加することその他所要の改正を行うため提案するものです。

我孫子市手数料条例の一部を改正する条例

我孫子市手数料条例（平成12年条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
(1)の表から(5)の表まで 略			(1)の表から(5)の表まで 略		
(6) 建築関係手数料			(6) 建築関係手数料		
アの表からカの表まで 略			アの表からカの表まで 略		
キ 建築基準法関係手数料（許可申請・認定申請）			キ 建築基準法関係手数料（許可申請・認定申請）		
手数料を徴収する事務		手数料の金額	手数料を徴収する事務		手数料の金額
建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請の項から用途地域等における建築等許可申請の項まで	略	略	建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請の項から用途地域等における建築等許可申請の項まで	略	略

特殊建築物等敷地許可申請	建築基準法第51条ただし書（同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査	1件につき 160,000円
建築物の延べ面積の特例認定申請	建築基準法第52条第6項第3号の規定による建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	1件につき 27,000円
建築物の延べ面積の特例許可	建築基準法第52条第10項、第11項又は第14項	1件につき 160,000円

特殊建築物等敷地許可申請	建築基準法第51条ただし書（同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査	1件につき 160,000円
建築物の延べ面積の特例許可	建築基準法第52条第10項、第11項又は第14項	1件につき 160,000円

可申請	の規定による建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	
建築物の建蔽率の特例許可申請	建築基準法第53条第4項又は第5項の規定による建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査	1件につき 33,000円
建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請及び建築物の	略	略

可申請	の規定による建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	
建築物の建蔽率の特例許可申請	建築基準法第53条第4項又は第5項の規定による建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査	1件につき 33,000円
建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請及び建築物の	略	略

敷地面積の許可申請の項略		
建築物の高さの特例認定申請	建築基準法第55条第2項の規定による建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査	1件につき 27,000円
建築物の高さの特例許可申請	建築基準法第55条第3項の規定による建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	1件につき 160,000円
建築物の高さに関する制限の適用	建築基準法第55条第4項各号の規定による建築物の高さ	略

敷地面積の許可申請の項略		
建築物の高さの特例認定申請	建築基準法第55条第2項の規定による建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査	1件につき 27,000円
建築物の高さの特例許可申請	建築基準法第55条第3項各号の規定による建築物の高さ	略

除外に係る許可申請	に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査		の許可の申請に対する審査	
日影による建築物の高さの特例許可申請	略	略	日影による建築物の高さの特例許可申請	略
高架の建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請	建築基準法第57条第1項の規定による建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請	1件につき 27,000円	高架の建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請	1件につき 27,000円
高度地区における建築物の高さの特例許可	建築基準法第58条第2項の規定による建築物の高さに関する特例の	1件につき 160,000円		

可申請	許可の申請 に対する審 査		
敷地に広い 空地を有す 建築物の容積 率又は部分 の高さの特 例申請の項 から総合的 設計による 一団地の建 築特例認定 申請の項ま で	略	略	
既存建築物 前提とした 総	建築基準法 第86条第2 項の規定に よる複数建	建築物(建 築等)に係	略

敷地に広い 空地を有す 建築物の容積 率又は部分 の高さの特 例申請の項 から総合的 設計による 一団地の建 築特例認定 申請の項ま で	略	略	
既存建築物 前提とした 総	建築基準法 第86条第2 項の規定に よる複数建	建築物(既 存建築)	略

合 的 設 計 に よ る 建 築 物 の 特 例 認 定 申 請	築 物 に 関 する 特 例 の 認 定 の 申 請 に 対 する 審 査	る 建 築 物 に 限 る。)	略	合 的 設 計 に よ る 建 築 物 の 特 例 認 定 申 請	築 物 に 関 する 特 例 の 認 定 の 申 請 に 対 する 審 査	を 除 く。)	略
		の 数 が 1 で あ る 場 合				の 数 が 1 で あ る 場 合	
広 い 空 地 を 有 す る 一 団 地 の 建 築 物 の 特 例	略	建 築 物 (建 築 等 に 係 る 建 築 物 に 限 る。) の 数 が 2 以 上 で あ る 場 合	略	広 い 空 地 を 有 す る 一 団 地 の 建 築 物 の 特 例	略	建 築 物 (既 存 建 築 物 を 除 く。) の 数 が 2 以 上 で あ る 場 合	略
		略				略	

許可申請			
広い空地を有する既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例許可申請	建築基準法第86条第4項の規定による複数建築物に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物(建築等に係る建築物に限る。)の数が1である場合	略
		建築物(建築等に係る建築物に限る。)の数が2以上である場合	略

許可申請			
広い空地を有する既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例許可申請	建築基準法第86条第4項の規定による複数建築物に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物(既存建築物を除く。)の数が1である場合	略
		建築物(既存建築物を除く。)の数が2以上である場合	略

公 告 認 定 対 象 区 域 内 に お け る 建 築 物 の 新 築 又 は 増 築 等 認 定 申 請	建 築 基 準 法 第 86 条 の 2 第 1 項 の 規 定 に よ る 建 築 物 の 新 築 又 は 増 築 等 の 認 定 の 申 請 に 対 す る 審 査	建 築 物 (新 築 又	略	一 敷 地 内 認 定 建 築 物 以 外 の 建 築 物 の 建 築 認 定 申 請	建 築 基 準 法 第 86 条 の 2 第 1 項 の 規 定 に よ る 一 敷 地 内 認 定 建 築 物 以 外 の 建 築 物 の 建 築 認 定 申 請	建 築 物 (一 敷 地	略
		は 増 築 等 に 係 る 建 築 物 に 限 る 。) の 数 が 1 で あ る 場 合				敷 地 内 認 定 建 築 物 を 除 く 。) の 数 が 1 で あ る 場 合	
		築 又 は 増 築 等 に 係 る 建 築 物 に 限 る 。) の 数 が 2 以 上 で	略			敷 地 内 認 定 建 築 物 を 除 く 。) の 数 が 2 以 上 で あ る 場 合	略

		る 場 合	
公 告 認 定 対 象	建 築 基 準 法	建 築	略
区 域 内	第 86 条 の 2	物 (新	
に お け	第 2 項 の 規	築 又	
る 建 築	定 に よ る 建	は 増	
物 の 各	築 物 の 各 部	築 等	
部 分 の	分 の 高 さ 又	に 係	
高 さ 又	は 容 積 率 に	る 建	
は 容 積	関 す る 特 例	築 物	
率 の 特	の 許 可 の 申	に 限	
例 許 可	請 に 対 す る	る。)	
申 請	審 査	の 数	
		が 1	
		で あ	
		る 場	
		合	
		建 築	略
		物 (新	
		築 又	
		は 増	
		築 等	
		に 係	
		る 建	
		築 物	
		に 限	
		る。)	
		の 数	
		が 2	

一 敷 地	建 築 基 準 法	建 築	略
内 認 定	第 86 条 の 2	物 (一	
建 築 物	第 2 項 の 規	敷 地	
以 外 の	定 に よ る 一	内 認	
建 築 物	敷 地 内 認 定	定 建	
の 特 例	建 築 物 以 外	築 物	
許 可 申	の 建 築 物 の	を 除	
請	特 例 の 許 可	く。)	
	の 申 請 に 対	の 数	
	す る 審 査	が 1	
		で あ	
		る 場	
		合	
		建 築	略
		物 (一	
		敷 地	
		内 認	
		定 建	
		築 物	
		を 除	
		く。)	
		の 数	
		が 2	
		以 上	
		で あ	

		以上である場合				る場合	
公告許可対象区域内における建築物の新築又は増築等許可申請	建築基準法第86条の2第3項の規定による建築物の新築又は増築等の許可の申請に対する審査	建築物(新築又は増築等に係る建築物に限る。)	略	一敷地内建築物以外の建築物の建築許可申請	建築基準法第86条の2第3項の規定による一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の許可の申請に対する審査	建築物(一敷地内許可建築物を除く。)	略
		建築物(新築又は増築等に係る建築物に限る。)	略			建築物(一敷地内許可建築物を除く。)	略

		の数が2以上ある場合				以上ある場合	
複数建築物の認定は、この申請の建築用途の変更を、他の用途の建築物として使用する場合は、申請まで	略	略		複数建築物の認定は、この申請の建築用途の変更を、他の用途の建築物として使用する場合は、申請まで	略	略	
クの表からシの表まで 略				クの表からシの表まで 略			

別表（6）のシの表を次のように改める。

ス 都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料

手数料を徴収する事務		手数料の金額				
低炭素建築物新築等計画の認定申請	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	一戸建ての住宅	誘導仕様基準による場合は、建築物の床面積の合計に応じ次に掲げる額とする。			
			床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件につき 17,000円		
			床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件につき 19,000円		
			誘導仕様基準以外の方法による場合は、建築物の床面積の合計に応じ次に掲げる額とする。			
					床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件につき 34,000円
					床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件につき 37,000円
		共同住宅等			誘導仕様基準による場合は、建築物の床面積の合計に応じ次に掲げる額とする。	
					床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 32,000円
			床面積の合計が	1件につき		

300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	56,000円
床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 101,000円
床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	1件につき 152,000円
誘導仕様基準以外の方法による場合は、建築物の床面積の合計に応じ次に掲げる額とする。	
床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 67,000円
床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 112,000円
床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 191,000円
床面積の合計が	1件につき

	5,000平方メートル以上のもの	273,000円
住宅以外の用途に供する建築物（以下「非住宅建築物」という。）	モデル建築物基準による場合は、建築物の床面積の合計に応じ次に掲げる額とする。	
	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 85,000円
	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき 108,000円
	床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 142,000円
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 230,000円
	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき 300,000円

床面積の合計が 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき 361,000円
床面積の合計が 25,000平方メートル以上のもの	1件につき 423,000円
モデル建築物基準以外の方法による場合は、建築物の床面積の合計に応じ次に掲げる額とする。	
床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	1件につき 221,000円
床面積の合計が 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき 277,000円
床面積の合計が 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 358,000円
床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 511,000円

		の	
		床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき 629,000円
		床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき 743,000円
		床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	1件につき 848,000円
	住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物（以下この項において「複合建築物」という。）	当該複合建築物を住宅部分と非住宅部分とに区分し、住宅部分についてはその単位住戸の数が1である場合にあっては一戸建ての住宅の節、その他の場合にあっては共同住宅等の節、非住宅部分については住宅以外の用途のみに供する建築物（以下「非住宅建築物」という。）の節に掲げる区分により算定した手数料の額を合計した額	
都市の低炭素化の促進に関する法律第53条	一戸建ての住宅		1件につき 5,000円
第1項の規定による低	共同住宅	床面積の合計が	1件につき

炭素建築物新築等計画等の認定の申請に対する審査（あらかじめ省エネルギー性能の技術的審査を受けたものとする書類のいずれかを添付して申請する場合）	300平方メートル未満のもの	10,000円
	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 20,000円
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 44,000円
	床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	1件につき 78,000円
非住宅建築物	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 10,000円
	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき 16,000円
	床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 26,000円
	床面積の合計が	1件につき

		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	78,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき 124,000円
		床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき 156,000円
		床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	1件につき 195,000円
	複合建築物	当該複合建築物を住宅部分と非住宅部分とに区分し、住宅部分についてはその単位住戸の数が1である場合にあっては一戸建ての住宅の節、その他の場合にあっては共同住宅等の節、非住宅部分については非住宅建築物の節に掲げる区分により算定した手数料の額を合計した額	
低炭素建	都市の低炭素化の促進	低炭素建築物新築等計画の認定申請の項に	

<p>建築物新築等計画の認定申請又は計画通知と併せて申請する場合)</p>	<p>に関する法律第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（同法第54条第2項の規定による申出をする場合）</p>	<p>掲げる区分により算定した手数料の額に、建築物の床面積の合計に応じた表中建築物に関する確認申請又は計画通知の項に掲げる区分により算定した手数料の額を加算した額</p>
<p>低炭素建築物新築等計画の変更認定申請</p>	<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>低炭素建築物新築等計画の認定申請の項に掲げる区分により算定した手数料の額の2分の1の額</p>
<p>低炭素建築物新築等計画の変更認定申請（確認申請又は計画通知と併せて申請する場合）</p>	<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（同条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による申出をする場合）</p>	<p>低炭素建築物新築等計画の認定申請の項に掲げる区分により算定した手数料の額の2分の1の額に、計画変更の内容に応じた表中建築物に関する確認申請又は計画通知の項に掲げる区分により算定した手数料の額を加算した額</p>

備考

- この表において「誘導仕様基準」とは、建築物エネルギー消費性能基準

等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第10条第2号イ（2）及びロ（2）に規定する基準をいう。

2 この表において「モデル建築物基準」とは、基準省令第10条第1号イ（2）及びロ（2）に規定する基準をいう。

3 この表において「省エネルギー性能の技術的審査を受けたものとする書類」とは、次に掲げる書類をいう。

（1） 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）又は住宅品質確保法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）（住宅のみの用途に供する建築物又は複合建築物における住宅部分が認定対象の場合に限る。）が交付する都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類

（2） 住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（以下「設計住宅性能評価書」という。）（都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合する場合に限る。）の写し

改正後				改正前			
セ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料				セ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料			
手数料を徴収する事務		手数料の金額		手数料を徴収する事務		手数料の金額	
建築物エネルギー	略	略	略	建築物エネルギー	略	略	略

一 費 能 合 判 の 軽 微 変 更 関 係 証 明 書 交 付 項 目 まで 略 ギ 消 性 適 性 定 項 ら 築 エ ル 一 費 能 合 判 の 軽 微 変 更 関 係 証 明 書 交 付 項 目 まで 略				
建 築 物 エ ン ー 省	建 築 物 エ ン ー 省	非 住 宅 部	略	

一 費 能 合 判 の 軽 微 変 更 関 係 証 明 書 交 付 項 目 まで 略 ギ 消 性 適 性 定 項 ら 築 エ ル 一 費 能 合 判 の 軽 微 変 更 関 係 証 明 書 交 付 項 目 まで 略				
建 築 物 エ ン ー 省	建 築 物 エ ン ー 省	非 住 宅 部	略	

ネ	法	第 34	分	
ギ	一	条	第 1	住宅
消	費	項	の 規	部分
性	能	定	に よ	(建
向	上	る	建 築	物
計	画	物	エ ネ	省
認	定	ル	ギ	一
申	請	消	費	性
		能	向	上
		計	画	の
		認	定	の
		申	請	に
		対	す	る
		審	査	
				住宅
				部
				分
				を
				い
				う
				。
				以
				下
				同
				じ
				。
				誘
				導
				仕
				様
				基
				準
				に
				適
				合
				す
				る
				一
				戸
				建
				て
				の
				住
				宅
				に
				つ
				い
				う
				。
				性
				能
				向
				上
				計
				画
				認
				定
				の
				技
				術
				的
				審
				査
				等
				を
				受
				け
				た
				も
				の
				と
				す
				る
				書
				類
				を
				添
				付
				せ
				ず
				に
				申
				請
				す
				る
				場
				合
				は
				、
				1
				棟
				に
				つ
				き
				建
				築
				物
				の
				床
				面
				積
				の
				合
				計
				に
				応
				じ
				次
				に
				掲
				げ
				る
				額
				と
				す
				。
				床
				面
				積
				17,000

ネ	法	第 34	分	
ギ	一	条	第 1	住宅
消	費	項	の 規	部分
性	能	定	に よ	(建
向	上	る	建 築	物
計	画	物	エ ネ	省
認	定	ル	ギ	一
申	請	消	費	性
		能	向	上
		計	画	の
		認	定	の
		申	請	に
		対	す	る
		審	査	
				住宅
				部
				分
				を
				い
				う
				。
				以
				下
				同
				じ
				。
				誘
				導
				仕
				様
				基
				準
				に
				適
				合
				す
				る
				一
				戸
				建
				て
				の
				住
				宅
				に
				つ
				い
				う
				。
				性
				能
				向
				上
				計
				画
				認
				定
				の
				技
				術
				的
				審
				査
				等
				を
				受
				け
				た
				も
				の
				と
				す
				る
				書
				類
				を
				添
				付
				し
				て
				申
				請
				す
				る
				場
				合
				は
				、
				1
				棟
				に
				つ
				き
				建
				築
				物
				の
				床
				面
				積
				の
				合
				計
				に
				応
				じ
				次
				に
				掲
				げ
				る
				額
				と
				す
				。
				床
				面
				積
				17,000

の合計 が 200 平方メ ートル 未満の もの	円
床面積 の合計 が 200 平方メ ートル 以上の もの	19,000 円
<p><u>誘導仕様基準</u> <u>以外の基準に</u> <u>適合する</u>一戸 建ての住宅に ついて、性能 向上計画認定 の技術的審査 等を受けたも のとする書類 を添付せずに 申請する場合 は、1棟につ き建築物の床 面積の合計に 応じ次に掲げ</p>	

一戸建ての住宅について、性能向上計画認定の技術的審査等を受けたものとする書類を添付せずに申請する場合は、1棟につき建築物の床面積の合計に応じ次に掲げる額とする。

る額とする。

略	略
---	---

共同住宅等について、性能向上計画認定の技術的審査等を受けたものとする書類のいずれかを添付して申請する場合は、1棟につき建築物の床面積の合計に応じ次に掲げる額とする。

略	略
---	---

床面積 の合計 が 5,000 平方メ ートル 以上の もの	78,000 円
---	-------------

誘導仕様基準
に適合する共

略	略
---	---

共同住宅等における住戸について、性能向上計画認定の技術的審査等を受けたものとする書類のいずれかを添付して申請する場合は、1棟につき建築物の住戸の床面積の合計に応じ次に掲げる額とする。

略	略
---	---

床面積 の合計 が 5,000 平方メ ートル 以上の もの	78,000 円
---	-------------

同住宅等について、性能向上計画認定の技術的審査等を受けたものとする書類を添付せずに申請する場合は、1棟につき建築物の床面積の合計に応じ次に掲げる額とする。

床面積 の合計 が 300 平方メ ートル 未満の もの	32,000 円
--	-------------

床面積 の合計 が 300 平方メ ートル 以上 2,000 平方メ	56,000 円
---	-------------

一 ト ル 未 満 の も の	
床 面 積 の 合 計 が 2,000 平 方 メ ー ト ル 以 上 5,000 平 方 メ ー ト ル 未 満 の も の	101,00 0円
床 面 積 の 合 計 が 5,000 平 方 メ ー ト ル 以 上 の も の	152,00 0円
誘 導 仕 様 基 準 以 外 の 基 準 に 適 合 す る 共 同 住 宅 等 に つ い	

共同住宅等
における住戸に
ついて、性能
向上計画認定

て、性能向上計画認定の技術的審査等を受けたものとする書類を添付せずに申請する場合は、1棟につき建築物の床面積の合計に応じ次に掲げる額とする。

略	略
---	---

の技術的審査等を受けたものとする書類を添付せずに申請する場合は、1棟につき建築物の住戸の床面積の合計に応じ次に掲げる額とする。

略	略
---	---

共同住宅について、性能向上計画認定の技術的審査等を受けたものとする書類のいずれかを添付して申請する場合は、1棟につき建築物の床面積の合計に応じ次に掲げる額とする。ただし、建築物の床面積の合計から

共用部分の床面積の合計を除いた面積を審査の対象とするときは、建築物の床面積の合計から共用部分の床面積の合計を除いた面積を建築物の床面積の合計とみなして算定した手数料の額に相当する額とする。

床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	10,000 円
-------------------------	----------

床面積の合計が 300 平方メートル以上	20,000 円
----------------------	----------

を受けたものとする書類を添付せずに申請する場合は、1棟につき建築物の床面積の合計に応じ次に掲げる額とする。ただし、建築物の床面積の合計から共用部分の床面積の合計を除いた面積を審査の対象とするときは、建築物の床面積の合計から共用部分の床面積の合計を除いた面積を建築物の床面積の合計とみなして算定した手数料の額に相当する額とする。

床面積 67,000

			床面積273,00 の合計 0円 が 5,000 平方メ ートル 以上の もの
複合 建築 物 (非 住宅 部分 と住 宅部 分か らな る建 築物 をい う。 以下 同様 じ。)	<u>基準省令第10</u> 条第3号に適 合する建築物 (非 住宅 部分 に掲げる区分 により算定し た手数料の額 と、住宅部分 (建築物省エ ネ法第11条第 1項に規定す る住宅部分を いう。以下同 じ。)の節に 掲げる区分 (<u>単位住戸の</u> <u>数が1である</u> <u>場合</u> にあつて <u>は一戸建ての</u> <u>住宅と、その</u>	複合 建築 物 (非 住宅 部分 と住 宅部 分か らな る建 築物 をい う。 以下 同様 じ。)	<u>建築物エネルギー消費性能</u> <u>基準等を定め</u> <u>る省令(平成</u> <u>28年経済産業</u> <u>省、国土交通</u> <u>省令第1号。</u> <u>以下「基準省</u> <u>令」という。)</u> 第10条第3号 に適合する建 築物の場合 は、非住宅部 分の節に掲げ る区分により 算定した手数 料の <u>額</u> に、住 宅部分(建築 物省エネ法第 11条第1項に 規定する住宅

				他の場合にあ っては共同住 宅等とみな す。)により 算定した手数 料の額を合計 した額
				略
建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請	略			略
建築物エネルギー消費性能認定申請	建築物の省エネルギー性能認定申請	非住宅部分	住宅部分	略
	建築物の省エネルギー性能認定申請	住宅部分	住宅部分	一戸建ての住宅について、基準適合認定の技術的審査等を受けたものとする書類のいずれかを

				部分をいう。 以下同じ。)の節に掲げる区分により算定した手数料の額を加算した額
				略
建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請	略			略
建築物エネルギー消費性能認定申請	建築物の省エネルギー性能認定申請	非住宅部分	住宅部分	略
	建築物の省エネルギー性能認定申請	住宅部分	住宅部分	一戸建ての住宅について、基準適合認定の技術的審査等を受けたものとする書類のいずれかを

性能に係る認定の申請に対する審査	添付して申請する場合 1棟につき 5,000円	性能に係る認定の申請に対する審査	添付して申請する場合 1棟につき 5,000円
	モデル住宅基準又は仕様基準に適合する一戸建ての住宅について、基準適合認定の技術的審査等を受けたものとする書類を添付せずに申請する場合は、1棟につき建築物の床面積の合計に応じ次に掲げる額とする。		モデル住宅基準又は仕様基準に適合する一戸建ての住宅について、基準適合認定の技術的審査等を受けたものとする書類を添付せずに申請する場合は、1棟につき建築物の床面積の合計に応じ次に掲げる額とする。
	略 略		略 略
	モデル住宅基準及び仕様基準以外の基準に適合する一戸建ての住宅について、基準適合認定の技術的審査等		モデル住宅基準及び仕様基準以外の基準に適合する一戸建ての住宅について、基準適合認定の技術的審査等

を受けたものとする書類を添付せずに申請する場合は、1棟につき建築物の床面積の合計に応じ次に掲げる額とする。

略	略
---	---

共同住宅等について、基準適合認定の技術的審査等を受けたものとする書類のいずれかを添付して申請する場合は、1棟につき建築物の床面積の合計に応じ次に掲げる額とする。

略	略
---	---

モデル住宅基準又は仕様基準に適合する**共同住宅等**に

を受けたものとする書類を添付せずに申請する場合は、1棟につき建築物の床面積の合計に応じ次に掲げる額とする。

略	略
---	---

共同住宅等について、基準適合認定の技術的審査等を受けたものとする書類のいずれかを添付して申請する場合は、1棟につき建築物の床面積の合計に応じ次に掲げる額とする。

略	略
---	---

モデル共同住宅基準又は仕様基準に適合する**共同住宅**

ついて、基準適合認定の技術的審査等を受けたものとする書類を添付せずに申請する場合は、1棟につき建築物の床面積の合計に応じ次に掲げる額とする。

について、基準適合認定の技術的審査等を受けたものとする書類を添付せずに申請する場合は、1棟につき建築物の床面積の合計に応じ次に掲げる額とする。
ただし、建築物の床面積の合計から共用部分の床面積の合計を除いた面積を審査の対象とするときは、建築物の床面積の合計から共用部分の床面積の合計を除いた面積を建築物の床面積の合計とみなして算定した手数料の額に相

略	略
---	---

モデル住宅基準及び仕様基準以外の基準に適合する**共同住宅等**について、基準適合認定の技術的審査等を受けたものとする書類を添付せずに申請する場合は、1棟につき建築物の床面積の合計に応じ次に掲げる額とする。

当する額とする。

略	略
---	---

モデル共同住宅基準及び仕様基準以外の基準に適合する**共同住宅**について、基準適合認定の技術的審査等を受けたものとする書類を添付せずに申請する場合は、1棟につき建築物の床面積の合計に応じ次に掲げる額とする。ただし、建築物の床面積の合計から共用部分の床面積の合計を除いた面積を審査の対象とするときは、建築物の床面積の合計

			により算定した手数料の額を合計した額
--	--	--	--------------------

備考

- 1 略
- 2 この表において「性能向上計画認定の技術的審査等を受けたものとする書類」とは、次に掲げる書類をいう。
 - (1) 略
 - (2) 設計住宅性能評価書（建築物省エネ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合する場合に限る。）の写し
- 3 略
- 4 この表において「誘導仕様基準」とは、基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準をいう。
- 5 この表において「基準適合認定の技術的審査等を受けたものとする書類」とは、次に掲げる書類をいう。

--	--	--	--

備考

- 1 略
- 2 この表において「性能向上計画認定の技術的審査等を受けたものとする書類」とは、次に掲げる書類をいう。
 - (1) 略
 - (2) 設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準別表1の断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5（建築物省エネ法の施行の際現に存する建築物の住宅部分については、日本住宅性能表示基準別表1の一次エネルギー消費量等級4又は等級5）に適合する場合に限る。）の写し
- 3 略
- 4 この表において「基準適合認定の技術的審査等を受けたものとする書類」とは、次に掲げる書類をいう。

(1)から(4)まで 略

(5) 住宅品質確保法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書（建築物省エネ法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合する場合に限る。）の写し

6 この表において「モデル住宅基準」とは、基準省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に規定する基準をいう。

7 略

8 共同住宅等について、建築物の床面積の合計から共用部分の床面積の合計を除いた面積を審査の対象とするときは、建築物の床面積の合計から共用部分の床面積の合計を除いた面積を建築物の床面積の合計とみなして算定した手数料の額に相当する額とする。

ソの表 略

(7)の表から(10)の表まで 略

(1)から(4)まで 略

(5) 住宅品質確保法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準別表1の断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4又は等級5（建築物省エネ法の施行の際現に存する建築物の住宅部分については、日本住宅性能表示基準別表1の一次エネルギー消費量等級3、等級4又は等級5）に適合する場合に限る。）の写し

5 この表において「モデル住宅基準」とは、基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及び同号ロ(2)に規定する基準をいう。

6 略

7 この表において「モデル共同住宅基準」とは、基準省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及び同号ロ(2)に規定する基準をいう。

ソの表 略

(7)の表から(10)の表まで 略

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表（6）のスの表及びセの表の改正規定は、公布の日から施行する。